

草津市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

草津市 新型インフルエンザ等対策 行動計画 (H27.1月～)

目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。
2. 市民生活および経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

対策項目

市は新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題として位置づけ、具体的な対策を実施する項目として5項目を掲げる。

1. 実施体制
2. 情報の収集および提供
3. まん延防止
4. 予防接種
5. 市民生活および経済の安定の確保

対策時期

「未発生期」、「海外発生期」、「県内未発生期」、「県内発生早期」、「県内感染期」、「小康期」の段階に分類し、各時期における対策を上記における項目ごとに記述する。

対策実施上の留意点

1. 基本的人権の尊重
2. 危機管理としての特措法上の性格
3. 関係機関相互の連携協力の確保
4. 記録の作成、保存

国の新型インフルエンザ等対策推進会議における新型コロナ対応の振り返りによる課題

- 平時の備えの不足
- 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- 情報発信

国

新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (R6.7月改定)

- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、初めて抜本的に改正
- 新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応
- 対策項目を6項目から13項目に拡充
- 対策時期を5期から3期（準備期、初動期、対応期）に変更

改定のポイント

1. 平時の準備の充実
2. 対策項目の拡充と横断的視点の設定
3. 幅広い感染症に対する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替
4. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
5. 実効性確保のための取組

県

滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画 (R7.7月改定)

目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命および健康を保護する。
2. 県民生活および県民経済に及ぼす影響が最小となるようする。

改定のポイント

- 政府行動計画や新型コロナ対応の振り返り、有識者会議での意見等を踏まえ、県独自の取組も含め、県行動計画を抜本的に改定
- 新型インフル・新型コロナ以外の幅広い呼吸器感染症も念頭に置いた計画
 - (1) 平時の準備の充実
 - (2) 対策項目の拡充や柔軟かつ機動的な対策の切替
 - (3) 情報発信の強化

草津市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)

目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。
2. 市民生活および経済に及ぼす影響が最小となるようする。

対策項目

市行動計画は、政府行動計画、県行動計画等を踏まえて、市が担うべき役割を示し、その上で、危機管理としての認識のもと、全庁横断的な取組を国、県および関係機関と連携し、以下の7つの対策項目について、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの各段階の状況に応じて、具体的な対策を講じていくものとする。

1. 実施体制
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
3. まん延防止
4. ワクチン
5. 保健
6. 物資
7. 市民生活および経済の安定の確保

※下線は現計画からの変更点

対策時期

各対策項目については、次の段階に大きく分けた構成とする。

準備期	初動期	対応期
〔予防や準備等の事前準備の部分〕		〔発生後の対応のための部分〕

状況の変化等に応じて幅広く対応するため、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう、時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

対策実施上の留意事項

1. 平時の備えの整理や拡充
2. 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替
3. 基本的人権の尊重
4. 危機管理としての特措法の性格
5. 関係機関相互の連携協力の確保
6. 感染症危機下の災害対応
7. 記録の作成や保存

※下線は現計画からの変更点

計画期間

国においては、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行い、所要の措置を講ずるとしており、県は、政府行動計画の改定を踏まえ、必要に応じ、県行動計画の見直しを行っていることから、市は、政府行動計画・県行動計画の改定を踏まえ、必要に応じ、市行動計画の見直しを行う。

市行動計画 改定の考え方

① 政府行動計画、県行動計画において市が取り組む内容を記載していることから、これを基本に改定を行う。

② 本市における新型コロナ対策の課題や「草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議」の委員からの意見等を踏まえた記載とする。

③ 市行動計画では、取組の方向性等を定め、その手順などより具体的な動きについては別途策定するマニュアルで定める。

1. 実施体制

新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集を行い、的確な施策判断と実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護し、市民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

【主な取組】

◆準備期

- ・新型インフルエンザ等の発生に備え、県等と相互に連携し、平時からの情報共有、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ・業務継続計画の策定を行い、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施できるよう準備する。

◆初動期

- ・必要に応じて、準備期の体制整備・強化を踏まえ、必要な人員体制の整備・強化が図れるよう、全庁的な対応を進める。なお、業務の増大を想定し、早期の応援体制の構築を検討する。

◆対応期

- ・市対策本部を設置する。
- ・国の基本対処方針や県の対応に基づき、市が実施すべき必要な新型インフルエンザ等対策を協議、実施する。

2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

平時から市民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を体系的に整理し、体制整備や取組を進める。

【主な取組】

◆準備期

- ・市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- ・平時から感染症に関する普及啓発を行う。
- ・感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されないこと等について教育・啓発を行う。

◆初動期、◆対応期

- ・市ホームページ等の各種媒体を利用し、高齢者やこどもなど多様な方に適切に情報が届くよう配慮をしつつ、わかりやすい提供・共有を行う。
- ・国や県から提供される、その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。
- ・コールセンター等に寄せられた意見の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

3. まん延防止

有事において、国のまん延防止等重点措置や緊急事態措置、県のまん延防止対策を鑑み、本市におけるまん延防止対策を実施するとともに、措置等による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

【主な取組】

◆準備期

- ・手洗い、換気、マスク着用等の咳工チケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ・新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進を行う。

◆初動期

- ・手洗い、換気、マスク着用等の咳工チケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

◆対応期

- ・市民等に対し、換気、マスク着用等の咳工チケット、手洗い等の基本的な感染対策、時差出勤やオンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じて徹底することを要請する。
- ・県が外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行った場合、市は、市民に対し外出自粛要請や、移動自粛要請についての周知を行う。

4. ワクチン

有事の迅速な接種の実施に向け、平時から、体制を構築するとともに、有事においては速やかに接種を推進する。

【主な取組】

◆準備期

- ・予防接種に必要となる資材等の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。
- ・医師会等と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な資材等の確保など接種体制の構築に向けた検討を行う。
- ・予防接種の目的や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。

◆初動期

- ・準備期において必要と判断し準備した資材等について、適切に確保する。
- ・接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。
- ・接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討する。

◆対応期

- ・初動期に構築した接種体制に基づき特定接種・住民接種を行う。
- ・ワクチンの安全性について、国や県から提供される最新の科学的知見等を基に、適切な安全対策や市民等への適切な情報提供・共有を行う。
- ・予防接種による健康被害に対して、予防接種健康被害救済制度に基づき、速やかな救済を行う。

5. 保健

平時から県と連携し、迅速な情報共有と連携の基盤づくりを行うとともに、有事においては県が行う感染症対応業務を支援・協力する。

【主な取組】

◆準備期

- ・新型インフルエンザ等の発生に備え、県を中心に、平時から関係機関・団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。
- ・有事において速やかに感染症情報を市民へ提供・共有できる体制を構築する。

◆初動期

- ・市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方のコミュニケーションを行い、リスク認識や対策の必要性を共有する。

◆対応期

- ・県が実施する健康観察に協力する。
- ・県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供または物品の支給に協力する。

6. 物資

感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

【主な取組】

◆準備期

- ・所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等する。
- ・社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう呼びかける。

7. 市民生活および経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や市民に必要な準備を行うことを勧奨し、新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活および社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

【主な取組】

◆準備期

- ・事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。
- ・**新型インフルエンザ等の発生時において、市民や関係団体等が、地域活動等を一定の水準を維持しながら継続できるよう、平時から連携を図る。**
- ・**新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施にかかる行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し活用するなど、適切な仕組みの整備を行う。**

◆初動期

- ・高齢者、障害者等の要配慮者等および支援を必要とする子どものいる世帯への生活支援(見回り、介護、訪問診療医療、食事の提供等)について準備を行う。
- ・**市民や関係団体等が、地域活動等を一定の水準を維持しながら継続できるよう、双方のコミュニケーションを通じて、活動継続の方法をともに検討する。**

◆対応期

- ・新型インフルエンザ等により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。
- ・物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図るため、必要に応じ関係業界団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・必要に応じ、高齢者、障害者等の要配慮者等および支援を必要とする子どものいる世帯への生活支援(見回り、介護、訪問診療医療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。
- ・**市民や関係団体等が、地域活動等を一定の水準を維持しながら継続できるよう、双方のコミュニケーションを通じて、活動継続の方法をともに検討する。**
- ・その他、新型インフルエンザ等により生じた市民生活および地域経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。